



充実のリニューアル第2号!

行政書士

奈良

No.137



2018年 5月

好評連載中! 2大シリーズ企画

「ユキマサくんの行政書士見習い日記」

第2回 ~自動車関連業務編~

「山田家の相続事件簿」

第2話「新たな相続人 鈴木ヒロシ登場」の巻

トピック 民泊新法の概要

連載 ユキマサなら散歩 
~環濠集落~



寄稿

行政書士 ADR センター奈良 Q & A

ADRってなんだ?

~ADR運営委員会だより~

特集

飛躍の年に向けて
平成29年度を終えて
各部活動報告

各部活動報告

行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。



奈良県行政書士会

<http://www.gyoseinara.or.jp/>





目次

行政書士 奈良
2018年（H30年）
5月号

連載 ユキマサなら散歩〈前編〉	
奈良県行政書士会新年会を開催いたしました	1
ユキマサくんの行政書士見習い日記 第2回 ～自動車関連業務編～	2
行政書士記念日特別企画 「個人事業主のためのブランディングセミナー」 を開催しました。	4
山田家の相続事件簿 第2話『新たな相続人 鈴木ヒロシ登場』の巻	6
ADR ってなんだ？	8
法改正情報	16
トピック 民泊新法の概要	18
各部報告	
・ 総務部	10
・ 監察部	11
・ 経理部	11
・ 研修指導部	12
・ 広報部	13
・ 第1業務部	14
・ 第2業務部	15
近畿女性行政書士交流会に参加しました	20
新人会員のご紹介	21
会員の動き	21
ユキマサなら散歩〈後編〉	22
編集後記	



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

《連載》
ユキマサなら散歩
（環濠集落）
（前編）



奈良盆地の古くからの集落の側を通ると、堀のようなものや水路、小さなため池などを目にする場合があります。もしかするとそれは、環濠集落の名残かもしれませぬ。

そもそも環濠集落は、その成立年代から弥生時代のものと中世のもの大きく二つに分けることができます。奈良県においては、前者では唐古・鍵遺跡（田原本町）や坪井・大福遺跡（橿原市）、鴨都波遺跡（御所市）などの環濠遺跡とも呼ばれるもの、後者では稗田・若槻・番条（大和郡山市）、竹之内・萱生（天理市）、保津（田原本町）、南郷（広陵町）、藤森（大和高田市）、今井（橿原市）などが特に知られています。



今回は、後者である中世の環濠集落について少し触れてみたいと思います。

一般的に環濠は、中世戦乱期に外部からの攻撃に対する集落の防御施設として形成されたと考えられており、五畿内志の一つ「大和志」には「大和ノ在郷ハ、大形堀ヲ廻シテ藪ヲ植ヘ申候、領主ナキ所々モ盗人ナトノ用心ニヤ、普ク左様ノ様子ニテ候」との記載がみられます。また、防御施設としての機能だけでなく、集落の灌漑・治水対策のための施設としての性格を兼ね備えていたとも考えられています。（22頁へつづく）

（写真／文：広報部 佐藤貴玲）

奈良県行政書士会新年会を開催いたしました

平成30年1月12日（金）於：北京料理 奈良百楽



平成30年1月12日、午後6時から奈良県行政書士会新年会が、北京料理奈良百楽において開催されました。

高市早苗衆議院議員をはじめ奈良県選出の国会議員の先生とともに、仲川奈良市長や奈良県議会議員の先生にも多数ご出席いただき、総勢64名の参加者を得て大いに盛り上がりました。

本会末廣会長挨拶、ご来賓の皆様からのご祝辞の後、佐藤啓参議院議員の発声による乾杯へと進み、新規登録会員の紹介や各事業部の紹介なども行われました。また歓談中には、隣室で歓談しておられた小紫生駒市長のサプライズ参加があり、終始和やかな雰囲気で行いました。

宴もたけなわの中、川合相談役の締めの挨拶の後、谷澤副会長の閉会の言葉で無事終了いたしました。会員相互の親睦を深めるのに良い機会になったと思います。

最後になりますが、お忙しい中お集まりいただきました各議員の皆様、本会会員の皆様に御礼申し上げます。



衆議院議員
高市 早苗 様
奈良会の皆さんと



日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫 様



衆議院議員
小林 茂樹 様



奈良市長
仲川 げん 様



参議院議員
佐藤 啓 様

ユキマサくんの

行政書士見習い日記



第2回

自動車関連業務編

いつも飼い主の『くらしまもる先生』のとなりで行政書士のお仕事を熱心に学んでいるユキマサくん。

猫界の行政書士になるため、今日も先生にピッタリと寄り添って、一生懸命に業務を勉強しています。

今日は、先生と一緒に奈良運輸支局に来ています。

ユキマサ「まもる先生、今日は自動車の登録手続きをするのかニヤ？」

まもる先生「そうだよユキマサくん。このあいだ、中古車を購入した依頼者さんの車庫証明書の取得手続きをしただろう？昨日、奈良警察署より車庫証明書が交付されたので、今度はその依頼者さんの車の移転登録をするために、奈良運輸支局へ来たんだよ。」

ユキマサ「移転登録ってどんな手続きニヤ？」

まもる先生「移転登録というのは、例えば中古車を買ったり、知人から車を譲り受けた時など、車の持ち主が変わった時に行う名義変更の手続きのことだよ。」

ユキマサ「持ち主が『移転』するから移転登録というんだニヤ。ほかに運輸支局でする手続きにはどんなものがあるのかニヤ？」

まもる先生「新車を登録する新規登録や、一旦使用をやめる時に行う一時抹消登録、住所などを変更した時の変更登録があるよ。ほかにも、選挙カーなどに使用するため一部を改造した時などの構造変更や、ナンバープレートを希望する番号に変えたい時などに行う番号変更の手続きなどもあるんだよ。」

ユキマサ「いろいろな手続きがあるんだニヤ。」

まもる先生「身近な存在である自動車も、国民ひとりひとりの大切な財産だからね。その権利を守るために自動車の登録という制度があるんだ。」

ユキマサ「よくわかったニヤ！」

まもる先生「じゃあ手続きを済ましてしまおう。」

ユキマサ「ハイだニヤ！」



(何箇所かの建物を行き来し、手続きが完了)

まもる先生「では、新しい車検証とナンバープレートと封印を持って依頼者さんのところへ行こう。」

ユキマサ「依頼者さんのところで、何をやるのニヤ？」

まもる先生「依頼者さんの車に新しいナンバープレートを取り付けて封印をするんだよ。」

ユキマサ「封印ってなにかニヤ？」

まもる先生「封印というのは、後ろのナンバープレートにネジの部分に取り付けられているもので、ナンバープレートを勝手に取り外したりできないようにするための物なんだ。今回のように依頼者さんのお宅まで行って取り付けることを出張封印というんだよ。」

ユキマサ「おうちまで取り付けに来てくれるなんて依頼者さんはすごく楽ちんだニヤ！」

まもる先生「平成29年の4月に丁種封印受託者という制度が新設されて行政書士が出張封印をすることのできる手続きの範囲が広がったんだ。それによって、車庫証明書の取得、各種自動車登録の手続き、ナンバープレートの取り付け・封印までを一手に引き受けることができるようになったんだ。（※）」



これが封印だニヤ！



ユキマサ「ふーん、そうだったんだニヤ。」

まもる先生「パソコンを使っていろいろな行政機関への手続きを一括で行うOSS（『自動車保有関係のワンストップサービス』の略）というシステムも運用が始まっていて、行政書士がお手伝いできる仕事が増えますよ。」

ユキマサ「行政書士のお仕事が増えたことで、みんなが便利になるということだニヤ！」

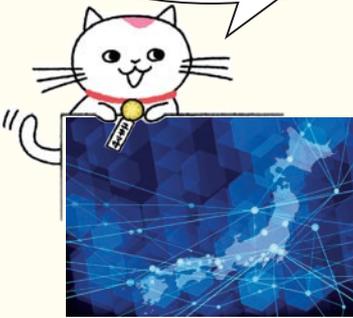
まもる先生「行政手続きを円滑に行うお手伝いをすることで、みんなの暮らしのお役に立つ、というのが僕たち行政書士の大切な使命だからね。」

ユキマサ「まもる先生！すごく感動したニヤ！ぼくもがんばるニヤ！」

まもる先生「ユキマサくん、これからもしっかりと勉強するんだよ！」

ユキマサ「ぼくも早く立派な行政書士にニヤって、猫界のお役に立ちたいニヤ！」

OSSで手続きがますます便利になるのニヤ！



★OSSイメージ図

※奈良県行政書士会の丁種会員名簿に搭載されている者に限る

〈行政書士取扱いの自動車関連業務の例〉

- ・新規登録（新車登録）
- ・移転登録（名義変更等）
- ・変更登録（住所変更等）
- ・抹消登録（一時抹消登録・永久抹消登録）
- ・番号変更（希望ナンバーへの変更）
- ・構造変更（一部改造等）
- ・車検証の再発行
- ・警察署での車庫証明書取得

〈丁種封印業務手続きの流れ〉

- ①お客様宅を訪問し、車台番号と車検証の車台番号の一致を確認
- ②手続き当日にナンバープレートを取り外す
- ③運輸支局で手続きし、車検証と封印を受け取り、新しいナンバープレートの受け取り
- ④お客様の自動車にナンバープレートを取り付けて封印し、新しい車検証をお渡し

〈OSS（自動車保有関係のワンストップサービス〉

- ①オンラインで24時間いつでも申請することができます。
- ②運輸支局での待ち時間が短縮されます。
- ③遠方地への業務処理に係る負担が削減されます。

「個人事業主のための ブランディングセミナー」 を開催しました。

参加して下さった方々は、次記のとおりです。
 ■奈良会24名 ■他支部4名 ■他資格2名
 ■起業準備中・経営者・社員の方10名 合計40名



本企画を考えたきっかけ

今までと違う「こと」を会員の皆様にご提供したいと思ったからです。ただ、なんでもいいというわけではなく、広報部が企画するからには、会員の方々の「PR活動」に役立つ内容がよいということになりました。

事前のアンケート

一部の会員さんではありましたが、アンケートを取らせていただいたところ、「マーケティングやブランディングを取り入れなくても仕事は取れている」「今以上に拡大しようとは思っていない」という意見もあれば、逆に、「強みがわからない」「どう営業すればいいかわからない」「ビジネスモデルの

行政書士記念日特別企画 個人事業主のためのブランディングセミナーを終えて

構築に悩んでいる」といったご意見がありました。

いずれにせよ、私たちが、顧客とする経営者の方々は、常に、同業他社との差別化など経営戦略についてアンテナを張っておられます。経営支援を行う行政書士も、マーケティングやブランディングについて、知らないでは済まされないのではないのでしょうか。

行政書士自身も、行政書士業務のみを行う方、多角経営を行う方、法人化して他府県に進出されている方と様々ですが、5年後、10年後、どのように発展していくかは、個々の方々の事業計画によるかと思えます。本セミナーが、少しでも皆様の事業の参考になったなら幸いです。

PR効果

本セミナーは、一般公開とし、チラシを弁護士会さん、司法書士会さん、社会保険労務士会さん、奈良県よろず支援拠点サテライトオフィスさんに配布させていただき、行政書士のPRとしての役割も果たしたと思います。



アンケート結果

参加者40名、回答30名

■講義について（複数回答可）

- 「難しかった」 2名
- 「簡単だった」 1名
- 「思っている内容と違った」 1名
- 「とてもよかった」 15名
- 「参考になった」 22名

■ワークショップについて（複数回答可）

- 「難しかった」 13名
- 「簡単だった」 1名
- 「思っている内容と違った」 1名
- 「とてもよかった」 9名
- 「参考になった」 14名

■一番興味深かった内容は？

- ・コピーをタイプ別に分けて例を見たこと（個人事業主）
- ・コピーとは「買いたくなるボタン」なんだ！（行政書士）
- ・理念・・・三位一体がよかった（行政書士）
- ・発見と共感（法人役員）
- ・キャッチコピーは、説明ではない（行政書士）
- ・コピーのテクニク（行政書士）
- ・名刺等の考え方（専門士業）



■コメント

- ・キャッチコピーのポイントを教えていただけで良かったです（個人事業主）
- ・勉強になることがたくさんあり、もっと色々な方にお声がけしたらよかったなあと後悔しました（行政書士）
- ・わかり易くて楽しいお話でした（法人役員）
- ・コピーの重要性がわかりました（行政書士）



・ワークショップ、やってみて良かったです。思っていたよりもむずかしい作業だと思った（行政書士）
 ・ワークショップも考えるのが大変でしたが、楽しかったです（行政書士）
 ワークショップについては、ご自身の仕事を見つめなおす作業が必要でしたが、皆さん、思っておられたより、難しかったようですね！



セミナーダイジェスト 高ければ高い、難しければ難しい約束ほど、 いいブランドになる？

あなたのコトバに、「発見」と「共感」はありますか？

こころを動かす
コピーのヒミツ



「商品を買いたくなる
心のボタン」をみつける

ターゲットは誰なのか考える



インサイトを見つけて
ポイントを絞りこむ

「何を」言うか
「どのように」言うか

まず、言いつべき何かを見つける
どのタイミングかはその後



おしゃれにする
かっこよくする
高そうにみせる
▼
ブランディングじゃない

ブランディングとは
中身と外見を一致させること

人で言えば「外見」と「内面」
企業で言えば「理念」と「製品・
サービス」と「イメージ」



どんな人に、
どんな会社に見られたいか

共通化したものを
共有（社内）・共感（顧客）して
同じ方向（幸せ）をめざす
＝ブランディング＝約束



よくあること

● 想いがあっても専門知識があっても
それが伝わっていない

● 伝えることは大事



講師：甲斐 健

■ コピーライター
CMプランナー
クリエイティブ
ディレクター

「交野おりひめ大学」総合プロデューサー

■ カルビー「じゃがりこ」キリン「サブリ」
等のヒット商品の開発に携わる。

■ 主な受賞歴：ACC賞、広告電通賞、日経
広告賞 etc

甲斐さんからのメッセージ

セミナー終了後、フェイスブックでつながった方々から「やる気が出た！」と言っていた。少しはお役に立てたかなと安堵しています。皆様、難しいコピーライティングのワークショップも熱心に取り組んでいただきありがとうございます。僕はいつも自分が何を伝えたいかということより、自分ならどう言われたいか、どんな人なら仕事を頼みたいかと逆の立場になって考えるようにしています。皆様プロとして日々研鑽を積み重ねる一方で、どんな仕事でも、第三者の目々俯瞰で自分や自分の仕事を見つめることができると、世の中のニーズや自分の良さが自然と浮かんできます。



山田家の相続事件簿

第2話『新たな相続人 鈴木ヒロシ登場』の巻

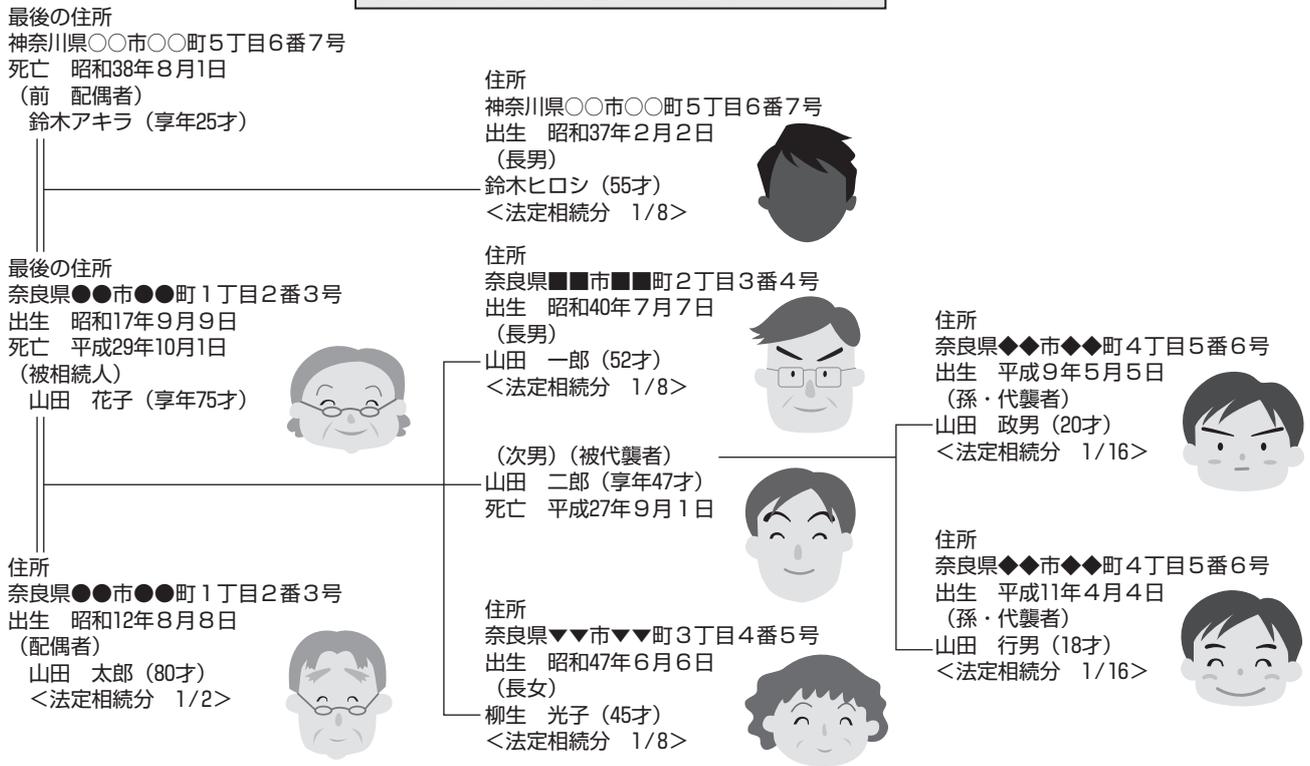
山田家で巻き起こる相続騒動を、ペットのさくらが全4回にわたって語っていきます。この物語を通じて、相続の基本知識の確認や相続にまつわる手続きなどを、一緒に確認していきましょう。

これまでのお話

山田家のおばあちゃんが亡くなり、相続が開始しました。飼い犬の柴犬『さくら』は、おじいちゃんと一緒に友達犬チワワの『しか丸』の飼い主でもある行政書士 大仏武先生に相続の相談に行きました。相続手続きを依頼された大仏先生が、おばあちゃんの戸籍の取寄せと財産調査を始めたところ…

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

被相続人 山田 花子 相続関係説明図



「実はです。ね。」大仏先生は、何だか言いにくそうに手元の書類から顔を上げた。おじいちゃんとおわたしの顔を代わる代わる見て、「奥様の花子さんは再婚でしたよね。前の夫との間にお子様がいいたのは、ご存じでしたか？」わたしは、初耳だったので正直驚いたわ。おばあちゃんが再婚だったのも知らなかったし。わたしを抱っこしたままソファに座っているおじいちゃんの顔をこっそり見上げたの。でも、おじいちゃんはずっと同じだった。「はい、もちろんです。花子は、前の結婚では同居していた相手のご両親との仲が良くなかったと言っていました。元々結婚に反対されていたようですし、前の旦那さんは、花子が息子を産んで1年も経たないうちに自動車事故で亡くなったそうですよ。それからますます姑のいじめがひどくなつて、耐え切れず花子は家を出たそ



うです。その時にその家の跡取りになる赤ん坊を取り上げられて、それから一度も会わせてもらっていないと聞いていました。」

おじいちゃんがおばあちゃんに子供がいたことを知っていたので、大仏先生はホツとしたみたい。でも、それからの大仏先生の話を聴いて行くうちに、だんだんおじいちゃんの顔色が変わって来た。おじいちゃんは、おばあちゃんには子供がいたけど、「姻族関係終了届」を出していたから、子供がいても相続には関係ないと思っていたみたい。

大仏先生がおばあちゃんの出生から死亡までの連続した戸籍を取り寄せたところ、おばあちゃんには、山田家の長男の一郎さんより3つ年上の『鈴木ヒロシ』という子供がいるそうなの。鈴木ヒロシさんは、関東に住んでいて、結婚して奥さんも子供さんもいるみたい。家族や親せきの誰もその人に会ったことがないし、どんな人かわからない。だけど、その人にハンコをもらわないと、おばあちゃん名義の財産は、おじいちゃんや子供達のものにならないそうなの。それに、子供達にとってはお兄さんが一人増えたことになって、その人もおばあちゃんの財産を平等にもらう権利があるんだって。

おばあちゃんの財産は、おばあちゃんが先祖代々から受け継いでいる家の土地（建物はおじいちゃんの名義になっているそうよ）。他にも人に貸してい

る土地があるそう。銀行3か所におばあちゃん名義の預貯金があつて、全部で約4000万円。株や投資信託も1500万円ほどあるって。借金はないみたい。生命保険は、おじいちゃんが死亡保険金の受取人になっているから、財産にはならないんだって。

大仏先生によると、自宅の建物と生命保険以外の手続きには、『鈴木ヒロシ』さんのハンコがいるそうよ。相続人全員で遺産分割協議を行って、全員が合意した内容を記載した遺産分割協議書という書類を作って、ハンコをもらうんだって。

おじいちゃん、山田家の子供達だけなら普段から仲がいいし、すぐにハンコをもらえて手続きもすぐ終わると思っていたみたい。だんだん元気がなくなってきた。最近元気になってきたのに。

最後に大仏先生は、おじいちゃんにっこり笑いかけた。「大丈夫ですよ！まずは、鈴木ヒロシさんに協力してもらえよう。うにお手紙を書いてみましょう。そ

ポイント1

相続手続きの期限

- 3か月以内 相続放棄・限定承認
- 4か月以内 準確定申告
- 10か月以内 相続税の申告

ポイント2

姻族関係終了届

配偶者の死後、配偶者の血族と縁を切りたい場合に、姻族関係終了届を本籍地か住所地の市町村役場に提出します。それにより、姻戚関係は終了し扶養義務はなくなります。配偶者との間に子供がいた場合、子供と死亡した配偶者の血族との関係には影響をおよぼしません。またこのケースのように、配偶者の遺産を相続でき、受給資格を満たしていれば、遺族年金も受給可能です。届出できるのは、生存している配偶者のみです。死亡者の親族が手続きをすることはできません。

れから知り合いの税理士さんと司法書士さんにも連絡しますね。もし、鈴木さんからお返事がもらえない時は、弁護士さんにも相談してみましよう。」

大仏先生の笑顔におじいちゃんは安心したようで、やっといつもの笑顔を見せてくれたの。

(次号に続く)



「行政書士ADRセンター奈良」は、
本年をもって三年目を迎えました！

Q 「ADR」ってあんまりなじみがないのでよくわからないんだけど・・・そのあたりから説明してほしいなあ。

A 「ADR」っていうのはね、裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution) のことなの。訴訟手続きによらない紛争解決方法を広く指す言葉なんだ。紛争解決の手続としては、「当事者間による交渉」と「裁判所による法律に基づいた判断」との中間に位置するかな。当事者の話し合いに公正な第三者が関与して、紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として、2007年4月1日から「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)として施行されたのよ。ADRは合意しなければ行うことができないのよ。知ってた？
そこが仲裁との違いってことよね。

Q 紛争解決方法としては、あくまで裁判所の関与なしで当事者双方の話し合いによる解決を目指すんだね。

Q 「行政書士ADRセンター奈良」とは？

A ADRセンター奈良は2016年4月1日にスタートしたよね。
よく知っているじゃない。ADR法ができて、ちょうど苦節10年、歴代の会長はじめ執行部が頑張ってくれて、弁護士会との協定もクリアーできて、ようやく法務省の認証がおりたのよ。

Q そうなんや。で、行政書士会の単位会としてはどのくらいADRセンターができてくるのかな？

ってなんだ？



① 自転車事故に関する紛争

- ・ 自転車と歩行者の接触事故
- ・ 自転車による物損事故
- ・ 自転車同士の衝突事故

② 外国人の職場・教育環境に関する紛争

- ・ 外国人に対する職場ハラスメント
- ・ 外国人就労者の賃金、配置転換
- ・ その他の待遇に関する不安

- ・ 外国人の就学者に対するいじめや学校クレーム
- ・ 職場、学校における外国に対する宗教、環境その他の文化的価値観の違いに起因する紛争



Q これからの話しただけど、取扱う紛争分野が多いほうが窓口も広がるから③と④も加えた方がいいよね。応援してね。

A 取扱いのできる紛争分野が増えれば、需要に応じる可能性が広まるわけだから、当然、応援するよ。

ADRを選択するメリット

簡易性 手続に必要な書類記入は少なく、負担を抑えての申請が可能です。

迅速性 和解にむけてスピーディに解決することが可能です。

信頼性 当センターは法務省の認可を受けた正当な紛争解決機関です (認証番号 No.144)。専門的な研修を受けた立会人のもと、安心してトラブル解決に臨んでいただけます。

～ADR運営委員会だより～

運営委員会の組織やADRセンターの活動については、行政書士ADRセンター奈良規則・規程でこと細かく規定されています。運営委員は5名以上7名以内で、弁護士さん1名が必ず加わっていただくことが決まっています。公平中立がモットーであるため、法務省がチェックしています。一度ADR関連の規則や規程を読んでみて下さい。

これまでの委員会の活動をご紹介します。認証を受けてからホームページやリーフレットの作成のほかに、調停規則・規程等の整備や調停人として活躍していただける資格者（調停人候補者）の115時間に及ぶ養成研修会（紛争解決能力に関する研修、法的能力に関する研修専門分野に関する研修）などもこの2年間やってきました。そして、去年10月、やっと6名の調停人候補者を任命することができました。



今後、一番肝心なことはADRのPRです。認知度を高めていくようにしないと、なかなかADRをわかってもらえないし、利用してもらえません。まだ、1件もADRの利用申し込みがないのですが、私たちはADRを積極的に利用していただけるために、どうすればよいのかいつも考えています。会員の先生方にもPRをお願い致します。今度チラシを作ります。わかりやすく目立つようなものを考えています。このところ、ADRに対する国の取り組みにも熱が入ってきています。日本行政書士連合会の遠田会長も積極的なPR活動の必要性をご理解下さっているので心強く思っています。ADRが私



たち行政書士の立場に必ずプラスになっていくと確信していますので、宜しくお願い申し上げます！

身近な法的トラブルを安価で気軽に
ADRで解決しませんか？
行政書士ADRセンター奈良

お電話でのお問い合わせ
0742-95-5400
●受付曜日 土日祝を除く月曜日から金曜日
●受付時間 10:00～16:00

A

Q

A

東京会・愛知会・京都会の順番でできて・・・今年3月現在では合計で15単位会だったかな。当会は13番目で、近畿では大阪会・京都府会・兵庫会・和歌山会がすでに開設しているわ。

- 取扱うことのできる紛争分野は限定されていたよね。
- そうなの。日本弁護士会との協定で、
- ①自転車事故に関する紛争
 - ②外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
 - ③敷金問題に関する紛争
 - ④愛護動物に関する紛争
- 4分野に限定されているのだけど当会では扱うのは、

ADR



詳しいことが知りたいときは？

費用 申込手数料、期日手数料、成立手数料など。
場所 当センター以外の場所で調停手続も可能です。
詳しくは、パンフレットやホームページを見てね！電話でのお問い合わせも待っています！

【写真 右から】
行政書士ADRセンター奈良
運営委員 奥隆、同 吉田良子、
センター長 濱口和久、副センター長 米田英樹
運営委員 福岡長二郎、同 谷口眞人

平成29年度を終えて

事業計画に従い粛々と進めてまいりましたが、つつがなく29年度を終えられましたのは、ひとえに会員の皆様のご理解があったからこそ、と思います。

専門士業連絡協議会主催の講演会や新年会には多くの会員が参加してくださり、大いに盛り上げていただきました。行政書士試験でも多数の皆様にご協力をいただきました。懸案事項であった長期会費滞納者への対応に当たるプロジェクトチームができ、動き始めています。

達成できなかった課題もありますが、来期の解決を目指し総務部一同頑張っていく所存です。

次年度もご協力のほど、宜しく願います。

総務部 部長 松田 登美子

総務部 活動報告

行政書士試験 平成29年11月12日

奈良大学に於いて平成29年度の行政書士試験が実施されました。本年度の奈良県の受験者数は343名、合格者は53名でした。



新年会 平成30年1月12日

近鉄奈良駅ビル『百楽』で新年会を開催いたしました。高市早苗衆議院議員をはじめ多数のご来賓に臨席を賜り、華々しく執り行われました。



我が総務部は、松田登美子部長を筆頭に副部長1名、部員3名で日々、さまざまな業務処理にあたっています。

どちらかというとなら方の業務、それも会員の皆様にもあまり知られていないような地味な業務も多いですが、行政書士・特定行政書士試験の実施をはじめ、理事会・部長会といった定例会の対応、事務局の運営等、いわば奈良県行政書士会の根幹にかかわるものも多々あり、責任の重さをひしひしと感じているところです。

昨今は、生活スタイルの多様化や、オートメーション化をはじめとした生活サイクルの迅速化により、これまでになかった考え方や問題が提起されることも少なくありません。こうした事案への対応にあたり、即断力、即決力が求められることもさることながら、一方で我々行政書士にとってビジネスチャンスともなりうるこうした新しい

総務部への熱い思い

事象（数年前にラジコン飛行機の許認可業務がこれほどまでに増加することを予測された方がどれほどおられたでしょうか？）を、単に事務処理だけではなく、いかにビジネスの組上にのせていくのか、そうした観点での対応も今後は当部が積極的にリーダーシップを、コーディネートしていかなければならぬところでありましょう。旧来の考え方に縛られず、常に時代の変化にあわせ、動きも考え方も柔軟に対応していく、そうした「しなやかな総務部」を創造すべく、日々部内においても議論に努めているところです。

さらに今年度は、末廣会長のご尽力もあり、日本行政書士会連合会全国会長会が初めて奈良県で開催されることが決定しています。大阪と京都という2大都市に挟まれて、数年前には県内宿泊者数・宿泊施設設置数とともに全国最下位という不名誉な記録も作ってしまった我が奈良県ですが、「おもてなし」の気持ちは誰にも負けないという思いを胸に、ぜひ日本全国から会長が集うこの機会、奈良の魅力、奈良の将来性はもとより、また私たちが気づいていない奈良の実力を再発見し、現在の奈良会が抱える諸問題も含め、全国の会長の皆様は今後大いにこの奈良を心に留めていただけるよう、そんな会の実現に向けて注力したいと考えています。どうぞご理解、ご助力を賜りますよう、この場を借りましてお願い申し上げます。会員の皆様ひとりひとりの思いをくみ上げることが出来る組織を目指し、今後も総務部は部員一同奮闘して参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

総務部 副部長 稲本 太一

平成29年度を終えて

監察部では、定時総会で承認いただいた平成29年度事業計画の根幹である「非行政書士行為に対する注意喚起」並びに「当会会員に対しての会員の品位の保持及び各種法令の遵守に関する指導」を重点項目とし、以下の活動を実施してまいりました。

◆ 監察部 活動報告 ◆

- ① 非行政書士行為を継続的に実施している団体の調査
- ② 当会会員に対して、行政書士証票の提示を求めるプ

レートを関係官公庁窓口に設置

平成30年度は、より具体的に監察活動の「見える化」を積極的に推進し、あわせて行政書士制度の周知を図るべく様々な広報活動も当会各部と連携しながら進めていく所存です。

監察部 部長 遠山 健太郎



行政書士制度における監察活動とは、行政書士法第1条の目的である行政手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資するという行政書士制度の趣旨を徹底することによって制度の維持・発展を担保するための活動と定義されています。

通常の監察部の活動としては、行政窓口にて非行政書士注意喚起プレートを設置させていただいたり、建設業・契約管理課分室等での申請書類等の調査活動、場合によっては、非行政書士行為を行っていると思われる団体等への注意喚起、警告等を行っております。

行政書士制度の趣旨を踏まえ、しっかりと冷静に監察活動を行っていきたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

監察部 副部长 田中 和智

監察部への熱い思い

平成29年度を終えて

経理部長を拝命した当初は、私で経理部長を務まるのかとものすごく不安で仕方ありませんでしたが、田村副部長をはじめとして、黒田担当副会長、事務局の皆さんに助けていただきながら、何とかここまで務められたことは少し自信になりました。



振り返れば1年はあっという間でしたが、残りの任期も経理部らしく粛々と本会（奈良県行政書士会）の総会で承認された予算が適正に執行されているかを確認し、毎月預貯金の収支、納品書・請求書・領収書・貸借対照表および収支計算書などの諸帳票の点検および決済等を行いたいと考えています。 経理部 部長 森田 泰浩

経理部への熱い思い

経理部の業務は、ひとこと言えば、「地味」です。経理部会は応接室で部長と2人、無言で黙々と帳票類のチェックを主にしていますので、静かです。事務局の電話の着信音が気になるくらい静かです。会話と言えば、何か指摘事項があれば話をする程度です。

しかし、その地味は、「堅実」でもあり、「信用」でもあります。

二宮尊徳の有名な「道徳なき経済は罪悪であり、経済なき道徳は寝言である。」というこの言葉は、私が一人の行政書士として感銘を受けているのですが、経理部の業務に携わることにより、今まで以上に意識するようになりました。これからも「地味」「堅実」「信用」をモットーに、法令遵守（モラル）と少しでも会員のみなさまの利益に貢献できるように頑張っていきたいと思っております。

経理部 副部长 田村 豊

◆ 経理部 活動報告 ◆

■ 部会

6月	7月	8月
9月	10月	11月
12月	1月	2月

■ 予算査定

以上、全9回部会の開催及び予算査定を行いました。



経理業務は地味だけど、2人で楽しくやっています。

1. 研修事業計画と進捗状況

・第1業務部、第2業務部は夫々が所管する業務領域についての専門的、縦深的研修を実施しています。

・これに対して当部は、新規登録された会員のガイダンスから、代表的な業務の基礎知識の習得までを担当しています。

・また、本会全会員への普遍的な研修の提供等をはじめ、第1業務部、第2業務部と連携して本会の研修体系や制度設計の検討なども、研修事業連絡会で定期的に行っています。

・更には、共同アンケートの実施や、指導行政書士制度の試行など、できる限りのご要望にお応えしたいと思えます。

研修指導部 部長 土谷 正典

研修指導部 活動報告

初めての試み

ホテル日航奈良および奈良中央消防局より現役のプロフェッショナルにご来講頂き、マナー研修と救急救命の講習を開講しました。流石にプロの方、ひと味違います。我々もプロとして、かくありたいものです。



救急救命の講習

当部のみならず、各研修実施部局は隣接他士業や団体からも講師を招聘しています。当部は、税理士の先生をお招きました。業際トラブルを回避し、我々の個別的自営圏を確立するに際しては、他士業団体との友好関係の醸成による、集团的自営圏の確立が必要です。



税理士の先生をお招きして確定申告研修

2017年	
6月15日	第1回新規登録会員研修
6月22日	第1回基礎研修(建設) 第1回基礎研修(国際)
6月29日	第1回基礎研修(交通運輸) 第1回基礎研修(遺言・相続)
8月17日	VODガイダンス研修
9月26日	第1回法定業務研修(建設業)
9月27日	
10月5日	第2回新規登録会員研修
10月24日	第2回基礎研修(建設)
11月21日	第2回基礎研修(交通運輸)
11月30日	第2回基礎研修(遺言・相続)
12月5日	第2回基礎研修(国際)
2018年	
1月23日	「確定申告」研修
1月30日	「接客マナー」研修
2月1日	「救命救急」研修
2月15日	第3回新規登録会員研修
2月20日	第2回法定業務研修(遺言・相続)
2月21日	
3月13日	第3回基礎研修(建設)
3月15日	第3回基礎研修(遺言・相続)
3月22日	第3回基礎研修(交通運輸)



法定業務研修



新規登録会員研修

「研修事業連絡会」?

本会の会則会規、その何処にも明記されていない会合に「研修事業連絡会」があります。

これは、当部を座長として、直接に研修事業を所管される第1業務部および、第2業務部または、必要により総務部、広報部により構成される意見交換会です。目的は、本会会員各位への、より良い研修の提供と研修の制度設計であります。

本会議には何らの決定権限もありませんが、本年度は計10回の会合を重ね、本会理事会へ各種の提議を行って参りました。今後とも、会員各位の研修事業に対してのご要望を承り度く、本会事務局気付にて、ご意見をお寄せ下さい。

研修指導部への熱い思い

2018 春

昨年度の研修指導部は、行政書士の業務分野に係る研修はもちろん、マナー研修や消防セミナー、確定申告研修など、業務に直結しないが、個人事業主として、ひいては社会人として身につけておくべき知識の習得という観点からの研修も実施いたしました。本当にたくさんの方の会員にご参加いただき、感謝の一言に尽きます。

今年度も、ご好評いただいたものは引き続き継続しながら、また改善点が見つかったものは、より良いものとなるように我々は全力を注ぎます!!

さらに、会員相互の交流にも寄与する「指導行政書士制度」の拡充も現在構想中です。なるべく早く具体化できるよう努めてまいります。

昨年度入会された新規登録会員の皆さまをはじめ、様々な方々からいただいたご意見を踏まえた、今年度の研修指導部の活動にぜひご期待ください!



研修指導部の活動にぜひご期待ください!

副部長 松井 紀行

◈ 広報部 活動報告 ◈

平成29年度を終えて

経験も個性も豊かなメンバーの
笑いと、工夫と、行動力

会員の皆様には、広報誌の作成、広報月間行事、記念日行事にご協力いただきありがとうございます。部員一同、心より感謝申し上げます。

広報部では、広報月間・行政書士記念日事業において、行政書士の認知度を高めるべく、行政、専門士業、一般の方々の目に触れる機会を増やすことを主眼とした活動を行いました。また、近鉄奈良駅前の周辺地図に広告を出し、新しい宣伝媒体としてフェイスブックも始めました。

広報誌においては、一般の方々にも読んでいただける記事を掲載、会員の方々には、会の動向をお伝えするのみならず、日々、会務に取り組む方々の姿もお伝えする記事作りにも努めてきました。

手前味噌ではありますが、広報部は、1冊の広報誌の発行に約4ヶ月を要しています。また、10月の広報月間、2月の記念日行事は、開催の約3ヶ月前から準備に入ります。日々、タイトなスケジュールですが、工夫と笑いで乗り切っています。それぞれに経験も個性も豊かなメンバーが繰り出す新しい発想、行動力の成果を、ぜひ、ご一読下さい。

広報部 部長 坪田 尚子

広報誌「行政書士奈良」の発行

平成30年1月号より冊子タイトルを「行政なら」から「行政書士奈良」に変更、表紙レイアウトも変更しました。内容は、従来通りの会員の皆様に向けた記事に加え、一般の方にも楽しんでいただけるよう企画を2本増やしました。



広報月間活動

「PRキャラバン」と称しH29年10月17日、18日の2日をかけてユキマサ君と共に奈良県下の6ヶ所の駅を巡るPR活動と奈良市役所、上牧町役場へ表敬訪問を行いました。会員25名の参加がありました。



行政書士記念日活動



H30年2月16日
ブランディングに関する
セミナーを一般公開で開
催しました。

奈良会会員	24名
他支部会員	4名
他士業	2名
経営者	10名
合計	40名



**行政書士の仕事をPR！
ユキマサくんが表敬訪問**
10月17日、行政書士連合会マスコットキャラクターのユキマサくんが奈良市役所を訪問しました。ユキマサくんは、行政書士の仕事を人びとに身近に感じてもらうため、各地を回ってPR活動を行っています。
行政書士は街の法律家であるとともに、市政の頼れるパートナーでもあります。市と県行政書士会は、昨年2月に災害時の協定を結ぶ等、協働して暮らしやすいまちづくりを進めてきました。今後も連携を強め、行政と市民を繋げる取り組みを続けます。

本活動が、奈良市役所の広報誌に掲載されました。この他、奈良日日新聞にも掲載いただきました。

その他の広報活動

広報グッズ新調
マグネットと
手提げ袋



格別・運営 成年後見 法人設立 許認可
奈良県行政書士会 0742-95-5400

新メディア（フェイス
ブック）での広報

HP（トップページ）
デザイン変更

近鉄奈良駅構内
看板への広告



広報部員として多くの方に関心をもっていただくための活動を通じて、行政書士会会員の方々と一般の方々のどちらのお役にも立てるものを作りあげていくことの難しさを実感します。それと同時に、少しでも良いものを作りあげられるべく、部長の指揮の下、部員一同から出される発想や意見、企画についても驚かされ、実行していくことのやりがいを感じています。

広報誌の発刊・広報イベントの実行、そのたびに期待と不安が入り混じっていますが、一つでも多くの「良かったよ」「役に立ったよ」という声をいただけるよう、今後も部員の一人として前向きな活動をしていきたいと思えます。

広報部 部員 佐藤 貴玲

広報部への熱い思い

第1業務部の活動の中心は言うまでもなく業務研修の実施です。前々号の会報の部会紹介記事においてお話ししたとおり、昨年度は実施する研修コンセプトを「原点回帰」とし、当部が取り扱う業務に關しての基礎・応用問わずより実務に精通した実践的な研修の企画・実施を行ってまいりました。が、一方で昨年秋に実施された研修アンケートの結果において様々なお声をいただきましたとおり、限られた研修回数の中で多くの会員の方々のニーズにマッチした研修が実施されたかと言え、まだまだ課題の残るものだったと感じております。

今年度は、基礎研修を研修指導部主催で実施しその後応用編や実践編を第1業務部で実施するなど、限られた研修回数を効率よくスケジューリングし、より会員の方々のお声にお応えできる研修を開催してまいります。

第1業務部 副部長
西澤 伸明



昨年度から、第1業務部の部員として、研修の企画等のお手伝いをさせて頂いてまいりました。今までは、ただ研修を受けさせて貰っていましたが、今回研修を提供する側になって一番感じた事は、研修一つ企画するのにも、新人からベテランの先生まで色々なニーズに応えるために内容を精査、検討し、またその研修をお願いする先生には、資料等作成していただくのかなりの労力をさいていただいている事を直に感じる事が出来ました。昨年度は多少お手伝いする程度しか出来ませんでした。ですが、今後、より多くの方に良い研修を提供出来るよう精進してまいります。

第1業務部 部員 常川 聡志

第1業務部 活動報告

①業務研修会の実施

- 建設・産廃・土地・農林グループと交通・運輸グループ合わせて下記の10回の研修会を実施いたしました。
- 平成29年8月31日 経営事項審査申請 基礎研修書類作成のポイント解説
 - 平成29年9月19日 中央研修所 VOD 研修〈建設業・経審〉建設業許可申請の基礎知識
建設業許可申請・経営事項審査申請についての意見交換会
 - 平成29年10月4日 日行連自動車登録 OSS センター構想に係る DVD 研修
 - 平成29年11月13日 自動車登録研修①
 - 平成29年11月29日 平成30年度 競争入札参加資格審査申請の概要について
 - 平成29年12月8日 産業廃棄物収集運搬業許可申請基礎編



- 平成30年1月10日 自動車登録研修②
- 平成30年2月14日 一般乗用旅客自動車運送事業（介護タクシー）経営許可申請について
- 平成30年3月16日 建設業者と行政書士の未来～一歩先のコンサルティングを目指して～



- 平成30年3月27日 経営状況分析（Y）評点・経審（P）評点のポイント解説（写真右側）

②出張封印業務及びワンストップサービス（OSS）への対応
近畿運輸局奈良運輸支局との調整及び、会員への事前研修・説明会を行い、丁種封印権を受託いたしました。

③一般財団法人建設業情報管理センターと業務提携の締結

平成29年11月24日付で、一般財団法人建設業情報管理センター（CIIC）と業務提携契約を締結し、本会会議室にて調印式が行われました。本提携により、今後は同センターが開催される講習会や勉強会、同センター開発のソフトウェアの無償提供などの業務支援をいただくこととなります。



第2業務部 活動報告



龍谷大学での法教育 平成29年12月1日実施



相続アラカルト研修 平成30年2月7日実施



離婚協議書・公正証書作成の留意点研修 平成30年2月23日実施



第2業務部メンバー
(ピースサインではなく第2部サインです)

平成29年度は、多くの方々のご尽力のおかげで事業計画に沿った12回の研修を開催することができました。第2業務部では「こんな研修あったらいいな！」のスローガンどおり、それぞれの分野において自分たちが受講したいと思える研修を企画、実行してまいりました。

秋には研修アンケートを発案し、みなさまのご協力を得て中身の濃いご回答を多々お寄せいただきましたこと、あらためてお礼申し上げます。

このアンケート結果をしっかりと踏まえつつ、今後も楽しく攻めの姿勢で研修を企画してまいります。

第2業務部 部長 吉田 良子

No.	平成29年度 第2業務部 実施研修		
	民事・国際G	商工・経営支援 知的財産権G	オープン研修
8		座談会シリーズ ～創業支援と創業後支援～	
9		知っておきたい 行政書士業務の周辺知識	
10	座談会シリーズ ～相続・遺言編～		改正民法（債権法）の 改正ポイントについて
11		よくばり風営許可あれこれ	
12		株式会社・合同会社の 設立	
1		行政書士業務と知的資 産経営	
2	帰化申請の進め方		
	相続アラカルト		離婚協議書・公正証書 作成の留意点
3	民事信託の実務・実践 について		
	成年後見・任意後見事 例研究		

平成29年度を終えて

第2業務部への熱い思い

温かく和やかなムードの中、時折のぞくピリッとした厳しさ、そんな心地よい緊張感に包まれたつと部員として懸命に活動しています。

研修アンケートに基づき、会員からの要望の高い相続・遺言関係の研修はもとより、幅広い行政書士業務に対応すべく、有用でかつ魅力のある研修機会を提供し、会員の更なるレベルアップを支えていきます。

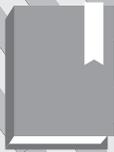
とくに、平成30年度は国際業務部門の活性化を図るため、人材育成をめざしたシリーズ研修をはじめます。

人的資源である内部講師の活用と外部講師による多彩な研修を企画します。

さらに、社会貢献の一環としての法教育や空き家対策など、新規業務開拓にも力をいれていく予定です。

第2業務部の今後にどうぞご期待ください。

第2業務部 部員 林 紫乃 井原 吉男



法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続の変更にもアンテナを張りましょう。

法改正情報

国土交通省経営事項審査の 審査基準改正等について

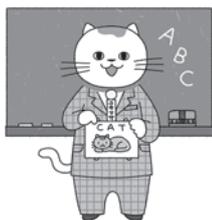
(国土交通省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成30年4月1日

●改正の概要

- (1) W点ボトムの撤廃（社会保険未納加入企業等への減点措置の厳格化）
- (2) 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大
- (3) 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/
const/1_6_bt_000161.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000161.html)



高額療養費制度の改正

(厚生労働省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成29年8月1日

(平成30年8月から2段階目変更)

●改正の概要

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担支払い後月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いをされる制度。

- (1) 第1段階目では、現行枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額については、多数回該当を設定
- (2) 第2段階目（30年8月～）では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/
juuyou/kougakuiryou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html)



障害者雇用促進法の改正

(厚生労働省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成30年4月1日

●改正の概要

- (1) 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加
- (2) 法定雇用率は原則5年ごとに見直しを行う。施行後5年間は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式通りに引き上げないことも可能

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html



介護保険法 介護報酬の改定

(厚生労働省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成30年4月1日

●改正の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定 改定率：+0.54%

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
- (3) 多様な人材の確保と生産性の向上
- (4) 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000192300.pdf



都市緑地法等の一部を改正する法律

(国土交通省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成30年4月1日

●改正の概要

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資する。

- (1) 都市公園の再生・活性化(都市公園法及び都市開発資金の貸付けに関する法律関係)
- (2) 緑地・広場の創出(都市緑地法関係)
- (3) 都市農地の保全・活用(生産緑地法、都市計画法及び建築基準法関係)

http://http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000104.html



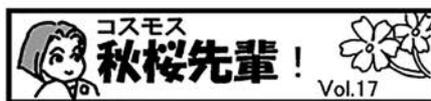
民泊新法の概要

平成29年6月に成立したいわゆる民泊新法（正式名称：住宅宿泊事業法）が、本年6月15日より施行されます。近年、急速に増加している民泊について、安全・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出し等により近隣トラブルが頻発していること、観光客の宿泊ニーズの多様化などに対応していくため、一定のルールが定められます。

民泊とは

法令上の明確な定義はないものの、住宅（戸建・マンション）の全部または一部を活用し宿泊サービスを提供することを指して民泊といわれることが一般的です。インターネットを通じて貸

したい人と宿泊希望者をマッチングするサービスが普及するに伴い急速に増加しており、国内に5万件超の物件があります。

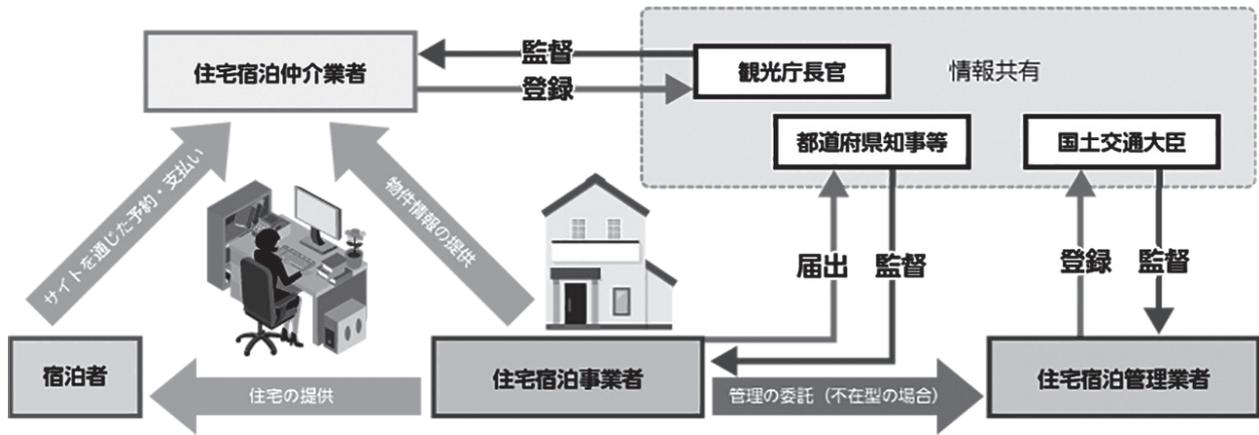


四コマ漫画by行政書士坪田尚子

民泊新法の対象となる3種類の事業者

民泊新法には3種類の対象者があり、それぞれに役割・義務等が定められています。

- ・住宅宿泊事業者：住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者（いわゆる民泊ホスト）家主居住型、家主不在型に分けられる。
- ・住宅宿泊管理業者：住宅宿泊事業法第22条第1項の登録を受けて、住宅宿泊管理業を営む者（管理会社、民泊代行業者）。
- ・住宅宿泊仲介業者：住宅宿泊事業法第46条第1項の登録を受けて、住宅宿泊仲介業を営む者（Airbnb・HomeAway等）。



(民泊制度ポータルサイトより)

既存制度との比較

民泊新法の施行日以降に、国内においていわゆる民泊を行う場合には

- ・旅館業法の許可を得る。
- ・国家戦略特区法（特区民泊）の認定を得る。
- ・住宅宿泊事業法の届出を行う。

等の方法から選択することとなります。これらを比較すると以下の表のようになります。

	旅館業法	国家戦略特区法	住宅宿泊事業法
所管省庁	厚生労働省	内閣府（厚労省）	国交省 厚労省 観光庁
許認可等	許可	認定	届出
住専地域での営業	不可	可能（制限の場合あり）	可能（制限の場合あり）
営業日数の制限	制限なし	2泊3日以上の上の滞在が条件	年間提供日数180日以内
宿泊者名簿の作成保存義務	あり	あり	あり
玄関帳場の設置義務	なし	なし	なし
最低床面積の確保	あり	原則25㎡以上/室	あり（3.3㎡/人）
衛生措置	換気、採光、照明、防湿、清潔等の措置	換気、採光、照明、防湿、清潔等の措置、使用の開始時に清潔な居室の提供	換気、除湿、清潔等の措置、定期的な清掃等
安全確保措置義務	あり	あり（例外あり）	あり（例外あり）
消防用設備等の設置	あり	あり	あり（例外あり）
近隣住民とのトラブル防止措置	不要	必要	必要
不在時の管理業者への委託義務	規定なし	規定なし	規定あり

観光庁では「民泊制度ポータルサイト」を作成し、事業者の届出方法等の情報を提供しています。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>



平成30年2月3日 近畿女性行政書士交流会に参加しました

近畿女性行政書士交流会とは？

近畿女性行政書士会は、年に1度、近畿2府4県の女性行政書士が集まり、交流を深める会です。府県をまたいで交流を深め、女性のパワフルさから刺激をいただき、有意義な1日となりました。



第2部 交流会

近くの飲食店へ移動し懇親会。女性約60名の参加という盛況ぶりで、たくさんの方と意見交換をしました。

また日行連の遠田会長、第1部講師の西元会員、参加された大阪会の女性会員が当日前後にお誕生日を迎えられるということで、ケーキをプレゼントするサプライズ演出があり大盛り上がり！



第1部 講演会

大阪府行政書士会館にて講演会。大阪会の西元康浩会員に「敬聴力と行政書士業務」というテーマでお話いただきました。

知的資産経営を中小企業へ導入推進し、「敬聴」をとおして伴走型支援をしております。

「敬聴」は西元会員の造語で、「傾聴」ではないところにポイントがあります。そのお話しは今までの自分の概念を覆す「目からうろこ」の内容で、即実務に活かせる学びがありました。



新規登録会員さん! いらっしやい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

村上 誠二 むらかみ せいじ



- ① 2018年2月1日
- ② 631-0062
奈良市帝塚山四丁目6番19号
- ③ 村上行政書士事務所
- ④ 0742-87-1544

村林 有機子 むらばやし ゆきこ



- ① 2018年1月1日
- ② 630-8325
奈良市西木辻町115番地の4
- ③ 万葉コモン行政書士事務所
- ④ 080-5342-9040

生野 吉秀 いくの よしひで



- ① 2018年3月1日
- ② 635-0015
大和高田市幸町7番地34
モリモビル2階201号室
- ③ 行政書士生野吉秀事務所
- ④ 090-2703-1977

小林 信隆 こばやし のぶたか



- ① 2018年2月1日
- ② 630-8101
奈良市青山五丁目1番地の59
- ③ 行政書士事務所こばやし
- ④ 090-1907-5662

今後とも
よろしく
お願いいたします。



角 聡 すみ さとし



- ① 2018年2月1日
- ② 639-2144
葛城市葛木212番地4
- ③ 行政書士法務オフィス創
- ④ 0745-51-0980

★会員の動き★

転出

転出年月日	転出先	氏名	内容
2018年3月1日	大阪会転出	古林 忠度	〒543-0001 大阪市天王寺区上本町八丁目1番14号 ダイマルビル3階 ディア行政書士法人 大阪上本町支店

行政書士法人の変更

変更年月日	変更事項	法人事務所名	内容
2018年2月1日	事務所の所在地	行政書士法人はるか	〒639-0212 北葛城郡上牧町服部台4丁目1番5号 植村ビル1F
2018年3月15日	事務所の所在地 事務所の名称 事務所の電話	さくら行政書士法人 生駒事務所	〒630-8241 奈良市高天町43番地1 REBANGA 近鉄奈良駅高天町ビル401 さくら行政書士法人 近鉄奈良支店 0742-93-6310

《編集後記》

今号では、ADRの特集を広報誌初めての特集として取り上げさせて頂いております。

また、各部の業務報告を実際の活動の様子を通じてお伝えするとともに、各社員の方の日頃の業務に対する思いをピックアップすることで、各部の取り組みを今までとは違った視点でご紹介するという試みを致しました。

広報部では、様々な角度から皆様のお役に立てる情報をお伝えできるよう日々努めております。今後とも広報部の活動にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

広報部 木村友紀

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第137号

発行 平成30年5月1日発行

発行人 末廣 元孝

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<http://www.gyoseinara.or.jp/>

竹之内・萱生は標高100メートルと盆地内の高所にある珍しい集落で、山の辺の道を歩いていると一部残された環濠を見ることが出来ます。寺内町として有名な今井は、環濠集落を母体とし強大な自治都市へと発展するに至りました。保津ではかつて、村の出入り口が限られており、明治の半ばまで門番がいたという記録が残っているとい



います。広陵町役場のすぐ南の南郷や、その南の藤森は、かつての堀の一部が整備され、公園・遊歩道として残っています。



かつての奈良には一説によると200を超える環濠集落があったともいわれています。住宅開発や道路の

拡幅、水利の変遷により、環濠の多くが埋め立てられ、また狭められ、あるいは暗渠となるなどその姿を変えています。しかし、意識してみるとただの溝や水路とおもっていたもののなかにその面影を見つけることもできますので、かつての姿を思い浮かべ時には集落内を歩いてみるなどして、ぜひ触れていただきたいと思います。

会員向け 定期便メール配信スタート

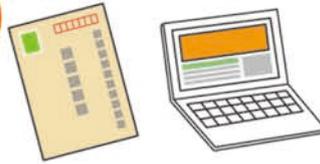
定期便のメール配信とは？

現在



基本月2回メール便にて定期便を送付し、一部を除いて同送付物を本会ホームページ内会員ページの「お知らせ」にもアップ。

これから



メール便・ホームページ内のアップに加え、今後はこちらでご登録いただいたメールアドレスにメール配信され、各種お知らせをワンクリックで確認できるように！

＼たいへん便利！／



定期便メール配信導入（ペーパーレス化）の目的

- 1 ホットな情報をよりスピーディーにお届け
- 2 紙資源を考慮した環境に優しい社会への取り組み
- 3 デジタル化社会・IT化社会への対応
- 4 事務作業の効率化
- 5 印刷代・紙代・封筒代・送料などの経費の有効活用

いろんなメリットがあるニャー！



さらに

こんなこともできるように

スマホやタブレットにメールアカウント設定や転送設定をしておけば、外出先からでも定期便の中身をワンクリックで確認が可能に！



新機能

申込専用フォームによる研修参加申込のデジタル化



定期便のメール配信開始に合わせて、研修参加申込方法にもデジタル化を取り入れ、従来の事務局へのFAXによる申込に加え、本会サイト会員ページ内に新たに設置する「**研修参加申込専用フォーム**」からオンラインで参加申込が出来るようになります！

パソコンやスマホ、タブレットからでも参加申込ができる！



定期便メールを受け取るためには・・・

本会より配信される定期便メールマガジンを受信するためには、本会ホームページ内の会員ページへログインするための **IDとパスワードを発行** し、ログイン後、会員ページ内の「**登録情報の変更**」より **メールアドレスを登録** していただく必要があります。メールアドレスを登録していただきましたら、後は本会より配信されるメールマガジンを自動的に受信することが出来ます。

ID・パスワードの発行およびメールアドレスの登録に関して、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。



奈良県行政書士会 広報部公式 facebook もチェック！

奈良会のさまざまな活動や情報をダイレクトに発信

@gyoseinara.kouhou

検索

